

白 都 第 1 6 6 号
令 和 6 年 1 月 2 9 日

白井市都市計画審議会
会長 様

白井市長 笠 井 喜 久 雄



白井市都市計画審議会への諮問について

このことについて、白井市附属機関条例第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

- 1 印西都市計画復業務施設地区地区計画（素案）について
- 2 白井市景観計画及び緑の基本計画、景観条例並びに景観形成ガイドラインの策定について

白 都 審 第 1 号
令和 6 年 1 月 2 9 日

白井市都市計画審議会景観とみどり部会
部会長 鎌田 元弘 様

白井市都市計画審議会
会長 北原 理雄



白井市景観計画及び緑の基本計画、景観条例並びに景観形成ガイド
ラインの策定について（付託）

令和 6 年 1 月 2 9 日付白都第 1 6 6 号にて白井市長より当審議会に諮問され
た白井市景観計画及び緑の基本計画、景観条例並びに景観形成ガイドラインの
策定について、白井市附属機関条例（平成 2 4 年 1 2 月 2 8 日条例第 2 4 号）
第 1 0 条第 7 項の規定に基づき、貴部会に付託し、貴部会の決議をもって当審
議会の決議とする。